

農林水産業の活性化について

平成31年2月26日
吉川臨時議員提出資料

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

農林水産政策改革の取組

- 農林水産業の成長産業化と農林漁業者の所得向上のため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産行政全般にわたる抜本的な改革を実施。
- これにより、農林水産物・食品の輸出額は6年連続で過去最高を更新し、生産農業所得も過去19年で最高に。また、若手新規就農者も統計開始以来初めて4年連続で2万人を超える。
- 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるための政策を更に充実させ、力強く展開していく。

農林水産業・地域の活力創造プラン

(H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂、H30.6改訂、H30.11改訂)

農林水産業の成長産業化と農林漁業者の所得向上を実現するための
農林水産政策改革のグランドデザイン

需要フロンティアの拡大

- 農林水産物・食品の輸出促進
- 食の安全と消費者の信頼の確保

バリューチェーンの構築

- 6次産業化の推進
- ICT等を活用したスマート農業の推進
- 知的財産の総合的な活用

生産現場の強化

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化
- 米政策の見直し
- 農協改革、農業委員会改革の推進
- 農業競争力強化プログラム
 - ・ 生産資材価格の引下げ
 - ・ 流通・加工構造の改革
 - ・ 収入保険制度の導入
 - ・ 土地改良制度の見直し 等
- 日本型直接支払制度

多面的機能の維持・発揮

- 農泊の推進
- 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

- 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革

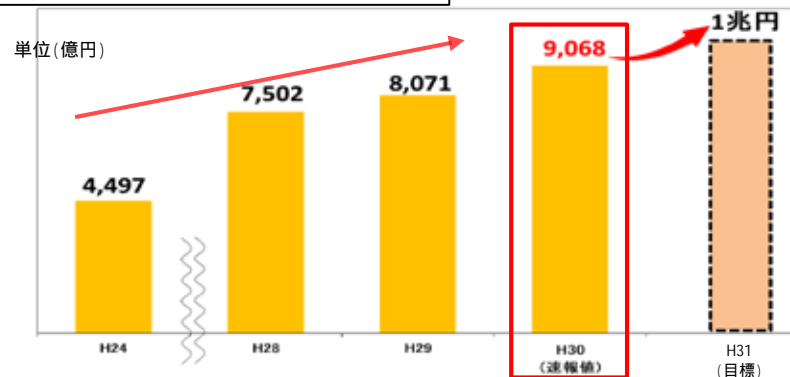
水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

- 適切な資源管理と、生産体制の強化・構造改革の推進

東日本大震災からの復旧・復興

農林水産物・食品の輸出額

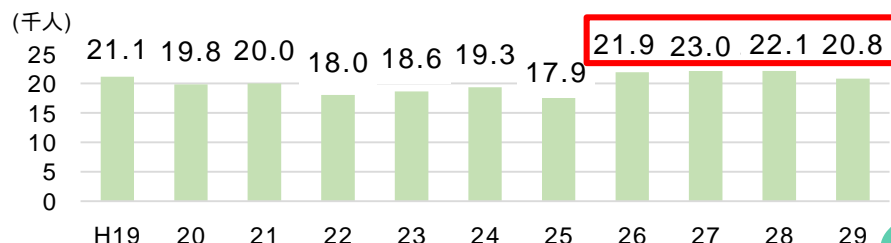
平成31年の輸出額1兆円達成を目指す



農業の状況

農業総産出額	8.4兆円(H26)	9.3兆円(H29)
		+ 9000億円
生産農業所得	2.8兆円(H26)	3.8兆円(H29)
		+ 9000億円

若手新規就農者数 (* 49歳以下)



農林水産物・食品の輸出

国内の人口減少が進む一方で、世界の人口は増加。
輸出は、我が国の農林水産物・食品の生産拡大につながる有効な手段。

平成31年の輸出額 1兆円目標を確実に達成するため、輸出診断、戦略的マーケティングの強化、GAP・HACCPの認証・取得の拡大、知的財産等の戦略的活用、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働き掛け等を実施。

〔農林水産物・食品の輸出額 4,497億円(H24)
9,068億円(H30・速報値)〕



TPP11や日EU・EPAの発効をチャンスと捉え、引き続き、農林水産物・食品の輸出を促進。

担い手への農地の集積・集約化

農業者や農地面積の減少の中で、農業を持続可能なものとし農村の活性化につなげるためには、担い手に農地を集積・集約化していくことが不可欠。

平成26年3月以降、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を実施。

〔担い手の農地利用集積率 48.7%(H25) 55.2%(H29)〕

担い手に対する農地の利用集積率を2023年度までに8割に引き上げるため、農地中間管理機構の**手続の簡素化**、**農地中間管理機構と地域の関係組織が一体となって推進する体制の構築**等を内容とする法案を今国会に提出。

スマート農業の推進

農業者が減少する中で、農業の生産性を飛躍的に向上させるためには、ロボット、AI、ドローン等のスマート農業に活用できる先端技術を生産現場に積極的に導入していくことが不可欠。

このため、先端技術の研究開発、技術実証、速やかな現場までの普及を総合的に推進。

2019年夏までに「**農業新技術の現場実装推進プログラム**」(仮称)を策定し、強力に新技術の現場実装を推進。



米政策改革

行政による生産数量目標の配分を平成30年産から廃止し、農業者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた作物を作れる環境を整備。

麦、大豆、飼料用米等の需要のある作物の生産を推進。米の相対取引価格の年産平均価格は、堅調に推移。

〔米の相対取引価格 11,967円 / 60Kg(H26年産)
15,687円 / 60Kg(H30年産)〕

引き続き、**麦、大豆、飼料用米等の作物の需要に応じた生産を推進し、水田をフル活用。**

資材・流通改革

農業者の所得向上を実現するため、農業者が1円でも高く農産物を売り、1円でも安く生産資材を調達できるようにすることが必要。

農業者の努力では対応できない我が国農業の構造的問題の解決を図るため、農業競争力強化支援法に基づく措置を実施。

【2018年8月 国内外における農業資材の供給上の調査を公表】
【支援法に基づく事業再編・参入計画の認定件数 15件】



生産資材・流通加工業界の再編・参入を更に促進。併せて、各種法制度の不断の点検、農業資材価格の「見える化」等を推進。

森林・林業政策改革

新たな森林管理システムを本年4月から稼働させ、民有林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約。

新たな森林管理システムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要。併せて、川上側の林業と川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。



国有林の一定区域で、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、長期・安定的に原木供給できる仕組みの創設等を内容とする国有林改正法案を今国会に提出。

農泊・ジビエ等による農山漁村活性化

農山漁村の活性化と所得向上のため、地域の魅力を活かした農泊やジビエの利活用等を推進。

農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出するため、ソフト・ハード対策の一体的な支援等を実施。

また、安全で良質なジビエの利用拡大を図るため、モデル地区の取組の横展開等、ジビエ利活用の全国展開を実施。

【農泊採択地区数 352地区(H29年度・H30年度)】

(目標:H32年までに500地区創設)

【ジビエ利用量 1,283トン(H28年度) 1,629トン(H29年度)】

(目標:H31年度にH28年度比で倍増)



引き続き、農泊やジビエを始め、農福連携による障害者の就農促進、更には高齢者が農業分野で活躍できる環境整備等、多様な取組を総合的に推進。

水産政策改革

水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、潜在力は大きい。

昨年、漁業法等を抜本改正。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入するとともに、漁業の許可・免許などの漁業生産に関する基本的制度を見直し。



現場への説明を丁寧に行いながら、水産業を若者にとってやりがいのある魅力的な産業とするため、水産政策の改革やこれを後押しする政策を着実に実施。

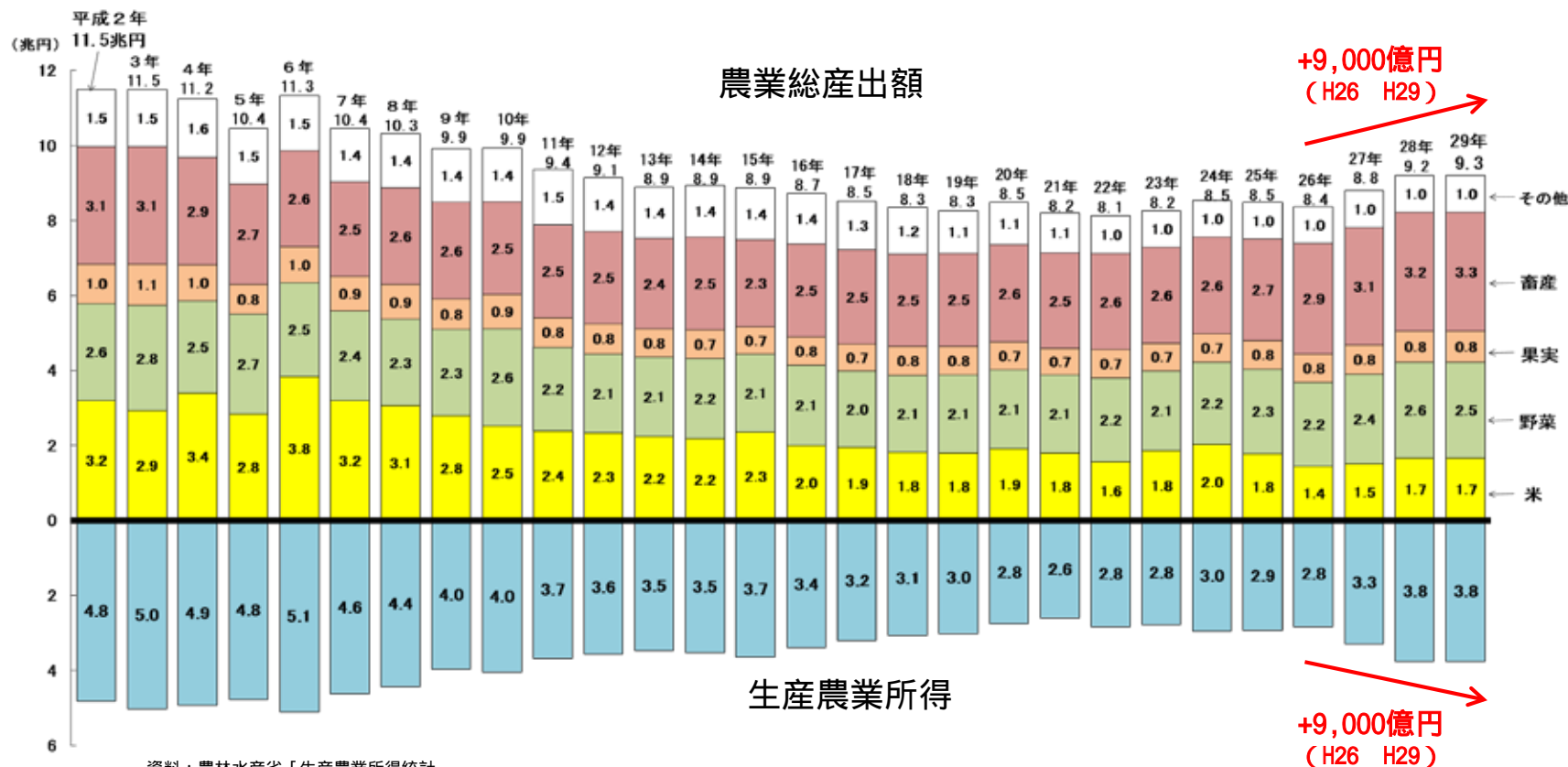
參考資料

農業総産出額と生産農業所得の推移

農業総産出額は、米の消費の減退による生産額の減少等を主たる要因として、平成26年まで長期的に減少。平成29年は、米の需要に応じた生産の推進等から前年より約700億円増の9.3兆円(対前年0.8%増)となった。これは、過去18年間(平成12年以降)で最も高い水準。

生産農業所得は、農業総産出額の減少や資材価格の上昇により、平成26年まで長期的に減少してきたが、平成27年以降は、3年連続で増加。平成29年は、農業総産出額の増加により、前年より約60億円増の3.8兆円(対前年0.2%増)となった。これは、過去19年間(平成11年以降)で最も高い水準。

我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

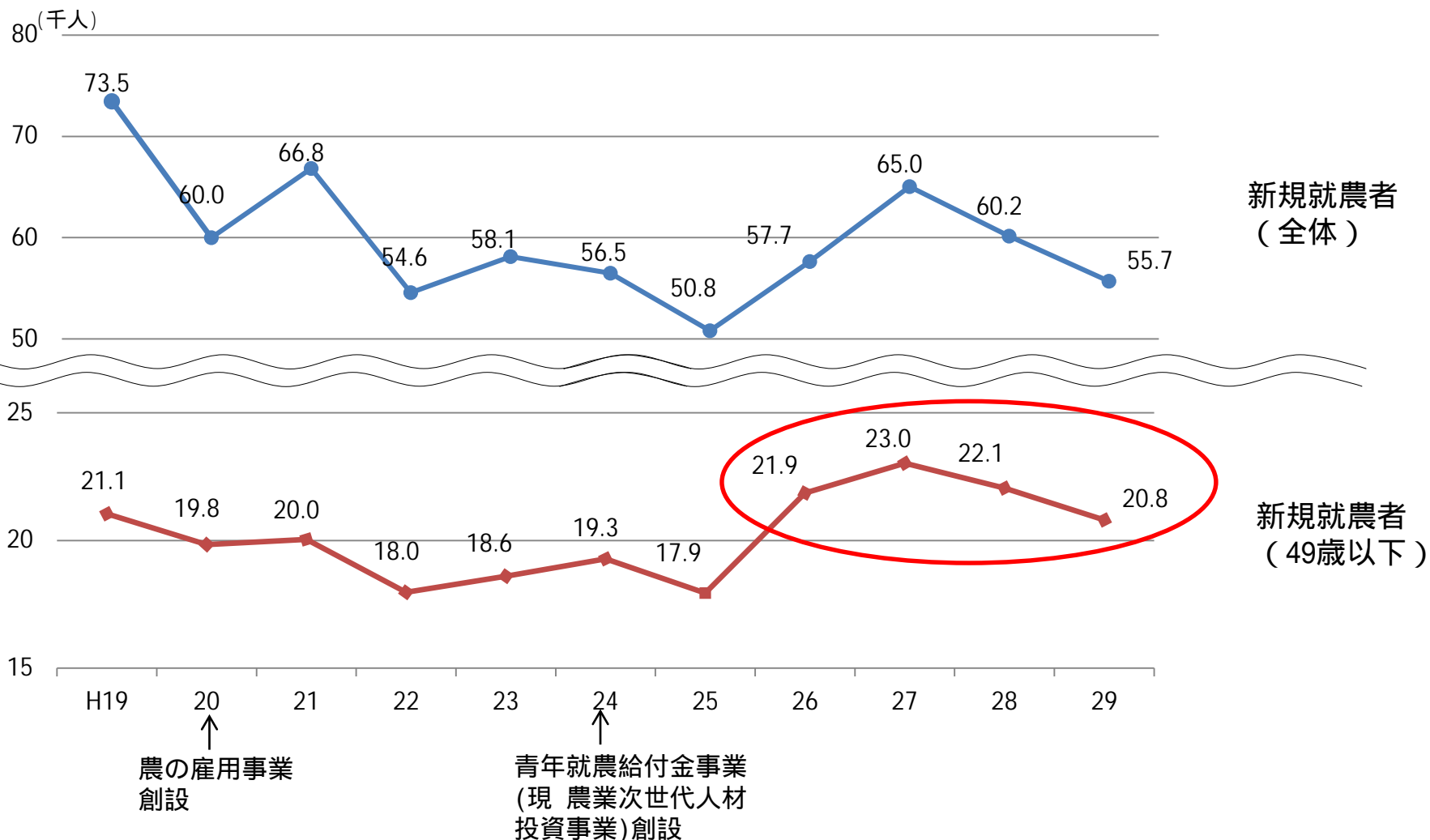
参考：農業総産出額 = (品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格)

生産農業所得 = 農業総産出額 - 物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等) + 経常補助金

新規就農者数の推移

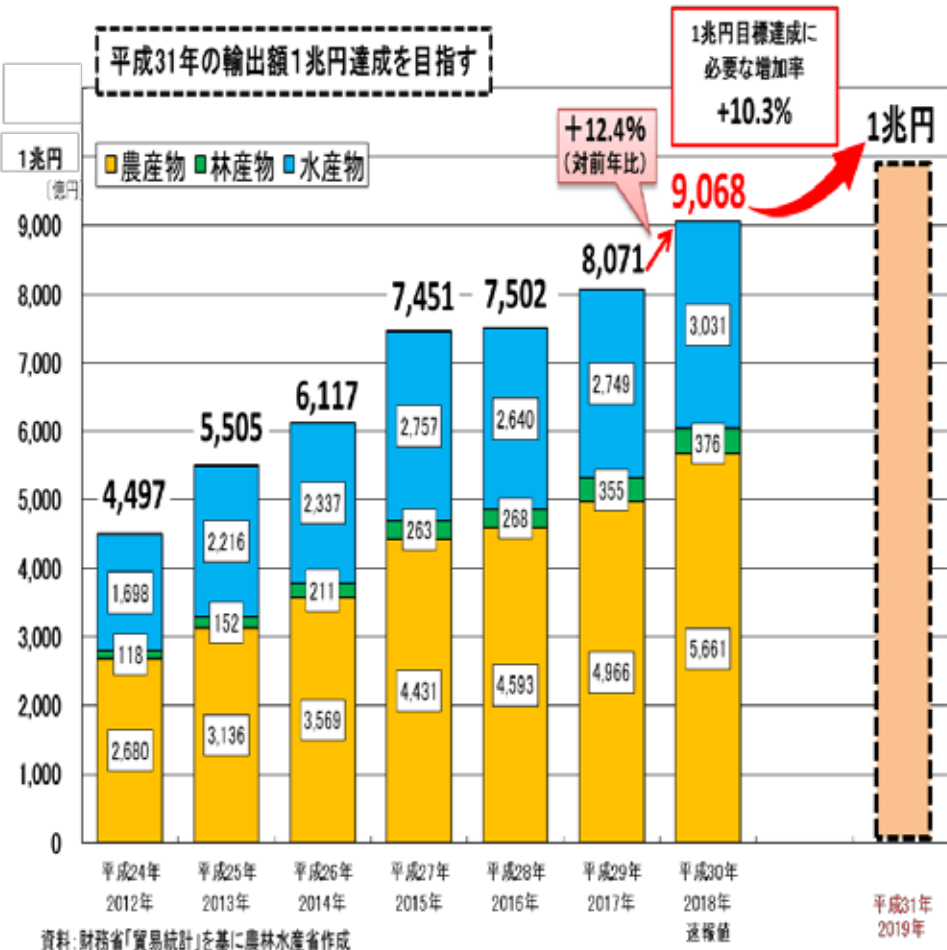
世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
49歳以下の新規就農者数は、2万760人(平成29年)で、平成26年から4年連続で2万人超。

新規就農者数の推移



農林水産業の輸出力の強化

我が国の農林水産物・食品の輸出額は平成25年から6年連続で増加、平成30年は9,068億円。
平成31年の輸出額 1兆円目標の実現、その先の更なる輸出拡大に向けて取組を強化する必要。



輸出促進の取組状況

平成31年の輸出額1兆円目標を達成するため、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月策定)等に基づき、下記の取組を推進。

輸出に意欲ある生産者を支援するため、平成30年8月末に「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を立ち上げ、登録者が交流できるコミュニティサイトや輸出診断などの支援を提供
(2019年1月末時点で828件の登録)

JETROによる国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談体制の強化や商談会展等への支援

日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による海外市場の開拓・拡大に向けた戦略的なプロモーション・ブランディングの実施

輸出先国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた交渉など政府が主体的に行う輸出環境の整備

農林水産業の輸出力の強化

「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に沿って、輸出拠点の整備等、民間事業者への支援を行うとともに、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の創設等によりサポート体制を強化。輸出力強化に当たっては、規格・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが重要・有効であることから、日本産のアピール力を強化するためのJASの戦略的活用や、GAPやHACCPについての規格の国内外への普及に向けた取組等を推進。

輸出促進に向けた主な取組

海外需要創出等支援対策事業

戦略的マーケティングの強化及び輸出に取り組む事業者への総合サポート
分野別・テーマ別等市場開拓支援対策

グローバル産地の形成支援

輸出に積極的に取り組もうとする産地・農業者等によるコミュニティ形成
産地形成に必要な計画の策定支援及び同計画に基づくソフト面・ハード面の支援

輸出拠点の整備

集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の農畜産物輸出拡大施設の整備を支援
HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修等を支援

輸出環境の整備

政府間交渉のための情報収集・分析等
輸出環境課題の解決に向けた支援
規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策
畜産物輸出の前提となる家畜疾病対策

輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

諸外国の制度・投資環境等の専門的調査

日本食品海外プロモーションセンター



○ 農林水産物・食品のブランディングやプロモーション等の取組を強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した、「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO（ジェイフード））を平成29年4月1日に日本貿易振興機構（JETRO）の一組織として新設。

センター長：小林栄三 伊藤忠商事（株）会長 / 日本貿易会会長
事務局長：大泉裕樹 味の素等多国籍企業で国内外のマーケティング要職を歴任

活動内容

海外市場の詳細なニーズ把握や現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出すキープレイヤー等の情報の徹底調査。
どの国・地域に、何を（品目）、どこで（小売・外食・中食）売り込むかの戦略設定。
日本の食文化と一体となった、オールジャパンでの日本産品のプロモーション、ブランディング。
事業者の販売活動に対する継続的な支援

規格・認証の活用

意義

日本農林規格（JAS）	日本産品の品質や特色を規格化し、海外の消費者や取引相手にアピール。
JFS（HACCPを含む日本発の食品安全管理規格）	HACCPを中小事業者に浸透させるとともに、国際承認を得て、海外の取引相手からの要求に対応
農業生産工程管理（GAP）	国際的に通用するGAPの普及により、海外の取引相手からの要求に対応。

輸出促進に向けた取組

- 我が国の強みのアピールにつながるJAS規格の制定と、海外市場向けのJAS認証の取得を推進。また、海外におけるJASの認知向上とマークの保護を実施。
- JFSの国内外への普及と、国際承認（GFSI承認）の推進。
- 団体認証の推進、小売事業者等に対するGAP農産物の取扱い拡大の働きかけ、産地と小売事業者等とのマッチング、優良事列表彰を通じた農業者の意欲喚起、GAP農産物の販売・PRを通じた消費者の認知度向上、ウェブサイトによるGAP情報の発信強化等を推進。
また、我が国発のGAP認証の国際承認（GFSI承認）取得に関する国内外への周知と、さらなる国際化を後押し。 GFSI（Global Food Safety Initiative：世界食品安全イニシアティブ）

農林水産物・食品 輸出額 国・地域別(2018年(速報値))

順位	輸出先	輸出額 (億円)	前年同期 増減率 (%)	輸出額内訳(億円)			主な輸出品目		
				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	香港	2,115	12.7	1,215	6	894	真珠	なまこ(調製)	たばこ
2	中国	1,338	32.8	691	164	482	ホタテ貝 (生・蔵・凍等)	丸太	植木等
3	米国	1,177	5.5	815	29	333	アルコール飲料	ぶり	緑茶
4	台湾	904	7.8	708	22	173	りんご	アルコール飲料	ソース混合調味料
5	韓国	635	6.4	440	36	159	アルコール飲料	ソース混合調味料	たい
6	ベトナム	458	15.9	266	8	184	粉乳	さば	植木等
7	タイ	435	11.4	195	4	236	かつお・まぐろ類	豚の皮(原皮)	さば
8	シンガポール	284	8.6	232	3	50	アルコール飲料	牛肉	ソース混合調味料
9	フィリピン	166	15.2	52	79	34	合板	さば	製材
10	オーストラリア	161	8.9	145	1	16	清涼飲料水	アルコール飲料	ソース混合調味料
—	E U	479	5.8	407	7	65	アルコール飲料	ソース混合調味料	緑茶

農林水産物・食品 輸出額 品目別(2018年(速報値))

【事例】

品目名	平成29年 (確定値)	平成30年 (速報値)	対前年比
牛肉	192億円	247億円	+29%
りんご	110億円	140億円	+28%
いちご	18億円	25億円	+41%
米	32億円	38億円	+18%
さば	219億円	270億円	+22%
ホタテ貝	463億円	477億円	+3%
かつお・まぐろ類	143億円	179億円	+26%
ぶり	154億円	158億円	+3%

<牛肉>

サンキョーミート(鹿児島)は、香港、EU等各国の施設認定を取得し、幅広い地域に平成29年で約463トンを輸出



<いちご>

九州農産物通商(株)では、日本の各産地と連携し、現地の百貨店等で多品種を集めて販売するなど、約18トンを輸出



<米>

昨年10月から、JAみやぎ登米が、単位JAでは国内最大となるひとめぼれ938トンを香港、豪州、米国等へ輸出



<ぶり>

東町漁協(鹿児島)では、養殖ブリにおいては全国初のHACCP認証を受け、世界29ヶ国へ輸出。平成31年度までに年間50万尾の輸出を目指す



世界トップレベルの「スマート農業」の実現に向けて

スマート農業とは、**ロボット技術、AI、ICT等の活用により超省力・高品質生産を可能にする農業**

スマート農業の例

- ・自動運転システム + 高精度GPS
- ・センシング技術 + ビッグデータ + IoT + AI
- ・ロボット技術

省力化、無人化により**労働力不足を解消**
精密農業の実現により**収量・品質を向上**
重労働や危険作業からの解放により**労働環境を改善**

我が国は、スマート農業に活用できる要素技術の特許出願件数が世界トップクラス

農薬散布用ドローン

((株) ローソンファーム新潟 (新潟県))



- ・1haあたり10分で散布可能 (従来作業では1haあたり1時間)
- ・大手農機メーカー等から販売中

自動運転田植機

(農研機構実証ほ場 (埼玉県))



- ・熟練者並の速度と精度で作業が可能
- ・2019年度以降実用化

自動収穫ロボット

((株) 浅井農園 (三重県))



- ・AIによる画像認識により、収穫適期の果実を自動収穫
- ・大手メーカー等が開発中

これらの技術を早急に実用化・商品化し、農業者による実装を強力に推進

2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日)

スマート農業「農業新技術の現場実装推進プログラム」(仮称)の策定について

目標 2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践
(未来投資戦略2018)

目標の達成に向けて、必要な取組やその進め方等を定めた「農業新技術の現場実装推進プログラム」(仮称)を策定

プログラムの構成(案)

農業経営の将来像

- ・新技術の実装によって実現を目指す農業経営の将来像を明確化

(例) 技術を導入した稲作経営の将来像

	単収	労働時間
(現在)	550kg/10a	25h/10a
	↓	↓
(新技術実装後)	kg/10a	h/10a

各技術毎のロードマップ

- ・各技術の開発、実証、普及をどう進めていくのかのロードマップを作成

(例) 記載される技術



自動運転トラクタ



農業用ドローン



自動収穫ロボット

技術実装の推進方策

- ・技術実装を促進するデータ連携の仕組みや経営者教育等の取組を強化する方策

(例) 方策の例

- ・農業データ連携基盤への参加企業の拡大
- ・新技術実装の主体となる経営体の育成
- ・農業高校等でのスマート農業教育
- ・規制・制度面における環境の整備
- ・現場実装のためのマッチングの推進等



2019年夏までに「プログラム」を決定。

農地中間管理機構について

目標

今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)

農地中間管理機構 (農地集積バンク)
(都道府県に1つ)

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、**農地中間管理機構が借り受け**

農地中間管理機構は、必要な場合には、**基盤整備等の条件整備**を行い、**担い手**(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)が**まとまりのある形で農地を利用**できるよう配慮して、**貸付け**

農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理

農地中間管理機構は、その**業務の一部を市町村等に委託**し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で**農地集積・耕作放棄地解消**を推進

出し手

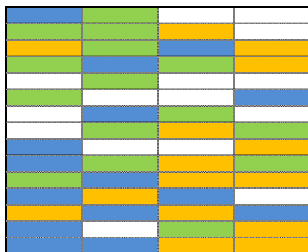
借受け

受け手

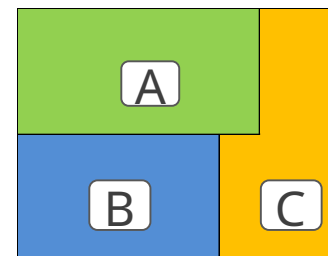
貸付け

農地の集約(イメージ)

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



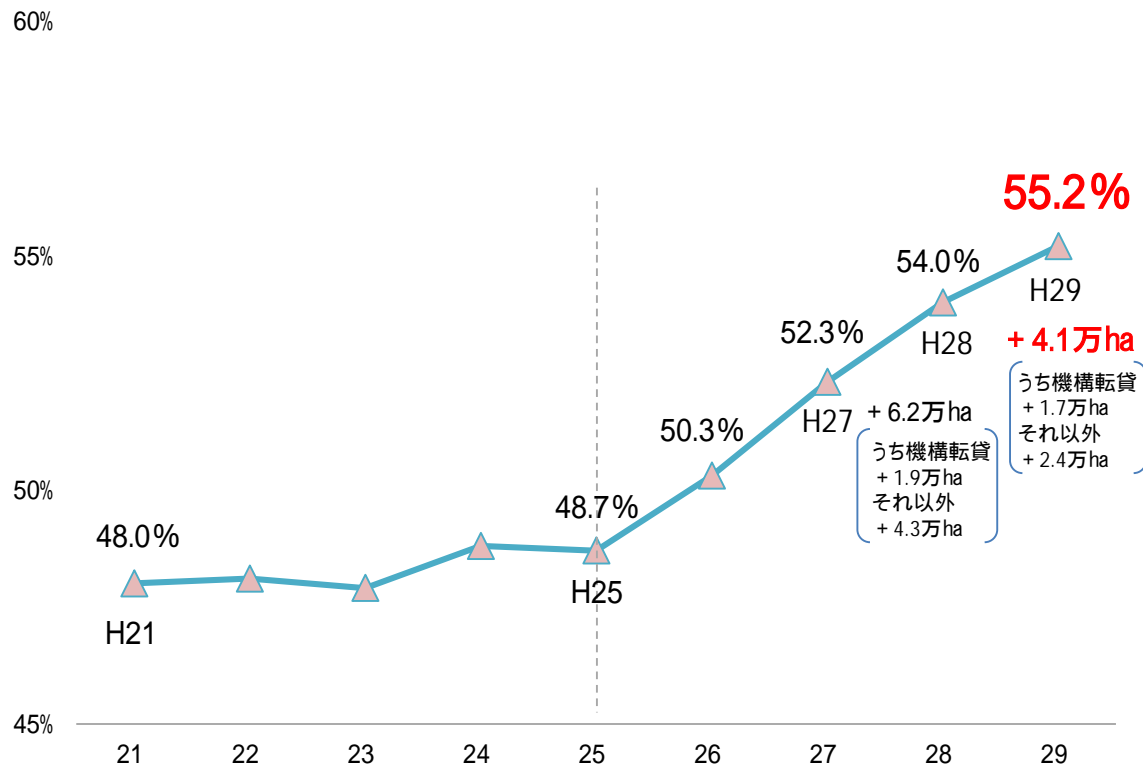
農地の集積・集約化でコスト削減

担い手への農地集積と農地中間管理機構の実績

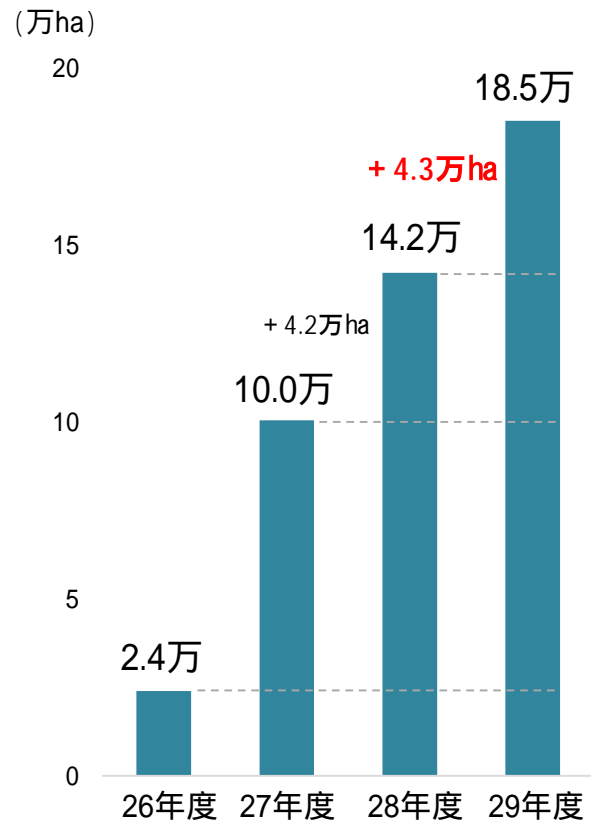
農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、担い手の利用面積（機構以外によるものを含む。）のシェアは再び上昇。平成29年度は55.2%（前年度比4.1万ha増加）。

農地中間管理機構の実績（累計転貸面積）は、18.5万ha。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
(機構以外によるものを含む。)



農地中間管理機構の取扱実績
(累積転貸面積)



資料: 農林水産省調べ

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。今後は新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるので、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。(中間管理法第26条第2項及び第3項)

農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

- ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。(中間管理法第19条の2)
- イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。(中間管理法第18条第3項)
- ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。(中間管理法第21条第1項)



農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

- 農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。
- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。(中間管理法第19条)
 - イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。(中間管理法第2条第3項)
 - ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。(改正法附則第4条)
 - エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)(改正法附則第1条)

担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

- (1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる。
 - ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。(基盤強化法第13条の2)
 - イ 役員グループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の時時従事要件を緩和する。(基盤強化法第14条第2項)
- (2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。(基盤強化法第14条の7)
- (3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。(基盤強化法第23条の2)
- (4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。(農地法第4条第6項及び第5条第2項)

米政策改革について

< 米政策改革の方向 >

行政による生産数量目標の配分を廃止

行政による生産数量目標の配分は、平成30年産から廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える環境を整備

→ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・ 現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・ 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)

平成30年産から、米の直接支払交付金や行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産・販売ができるようにしていくことを決定。

「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)でも着実な実行を明記。

< 制度内容 >

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。(10a当たり15,000円(平成26年産から7,500円に削減))

→ 平成30年産から廃止

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補正。(麦、大豆等の畑作物が対象)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- 生産者の抛出を伴うセーフティネットとして、収入の減少の影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

→ 平成30年産以降も継続して実施

水田活用の直接支払交付金

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

→ 平成30年産以降も継続して実施

米の相対取引価格の推移

米政策改革の着実な実行に向け、麦、大豆、飼料用米等の本作化や地域の特色ある製品の産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を実施。

米の相対取引価格の年産平均価格は、堅調に推移。

水田活用の直接支払交付金単価（平成31年度予算）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5～10.5万円/10a

産地交付金

- 地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援。
- また、取組に応じた配分を都道府県に対して行う。

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付の取組 基幹作のみ	2.0万円/10a
新市場開拓用米		
畑地化	交付対象水田から除外	10.5万円/10a

- 上記のほか、以下の取組に応じて配分。

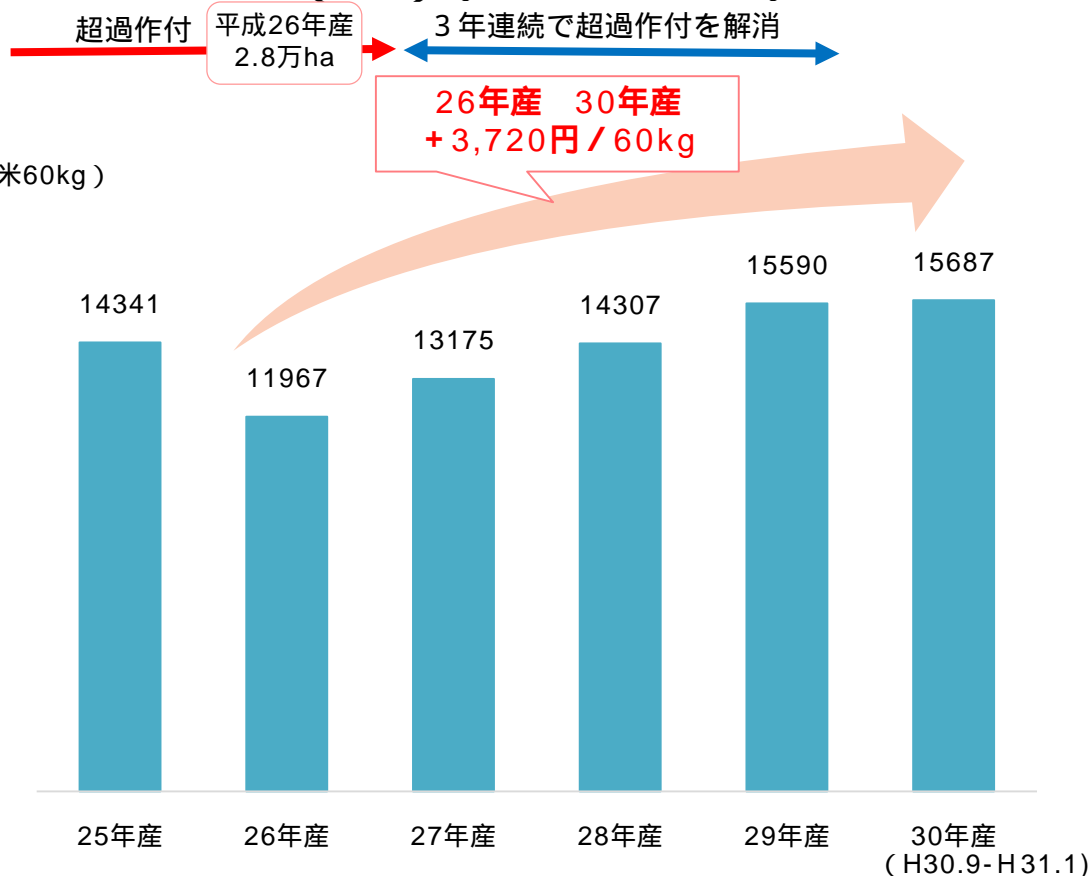
転換作物拡大加算（1.0万円/10a）

31年度緊急転換加算（5千円/10a）

高収益作物等 拡大加算（2万円/10a）

高収益作物（園芸作物等）、
新市場開拓用米、加工用米、
飼料用とうもろこし

相対取引価格の推移（税込）（全銘柄年産平均価格）



米の直接支払交付金
15,000円/10a

米の直接支払交付金単価削減
7,500円/10a

30年産より
米の直接支払
交付金廃止

生産資材、流通構造改革について

農業資材の業界構造

業界構造等	
肥料	過剰供給構造による低生産性 (メーカーの乱立、多品種少量生産)
農業機械	寡占状態による競争性欠如 (国内大手数社がシェアの大半を占め、輸入も大手数社が独占)
配合飼料	過剰供給構造による低生産性 (メーカーの乱立、多品種少量生産)

食品流通をとりまく情勢

- 生活様式の変化等による消費者ニーズの変化
- コンビニやネット通販など販売チャネルの多様化
- 物流業界における人手不足の深刻化
- 情報通信技術の進歩
- 鮮度・安全性などへの関心の高まり
- 国内人口の縮小 海外マーケットの拡大
- 卸売市場にのみ様々な規制、シェアは低下 等

農業競争力強化支援法 (2017.8施行)

- 生産資材業界の再編
(農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) の出資、日本政策金融公庫の融資、中小企業基盤整備機構の債務保証等)
- 生産資材に関する法制度、規制等の見直し

- 流通加工業界の再編
(A-FIVEの出資、日本政策金融公庫の融資、中小企業基盤整備機構の債務保証等)
- 流通加工に関する法制度、規制等の見直し

良質かつ低廉な資材の供給

農産物流通等の合理化

生産コスト削減

流通コストの削減

農業所得の向上

農業資材事業者

農業者

流通・加工事業者

食品流通構造改革法 (2018.6成立)

食品流通の合理化

- 物流の効率化
- 情報通信技術等の利用
- 品質・衛生管理の高度化
- 国内外の需要への対応

上記に即した取組を進める流通事業者等の計画を国が認定・支援

(A-FIVEの出資、日本政策金融公庫の融資、食品等流通合理化促進機構の債務保証等)

公正な取引環境の確保

- 多様化する食品流通の実態を踏まえ認可制から認定制にすることで、卸売市場に関する法規制を大幅に緩和

農山漁村の活性化（農泊、農福連携）

「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。**平成32年までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」**を目標として、農泊を推進（農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月27日改訂））。

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。**平成29年度は、205地区、平成30年度は147地区を採択し、今後追加募集を行い、計画的に支援を実施。**

農泊推進事業(ソフト対策)

事業概要

都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、農泊ビジネスの体制構築や地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、専門人材の確保等を支援



インバウンド受入のための体制構築



Webサイトの構築



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り・特産品の開発

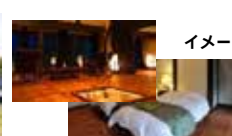
施設整備事業(ハード対策)

事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援



古民家を活用した宿泊施設



イメージ



廃校を改修した体験施設



農産物販売施設

「農福連携」とは、**障害者・高齢者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組**であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障害者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農福連携」の全国展開を推進するため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、ハード（施設整備）、ソフト（技術習得等）の両面から支援。

農山漁村の活性化 (ジビエ)

野生鳥獣の被害防止に向けては、侵入防止柵の設置や、緩衝帯などの環境づくり、捕獲活動の強化など、地域ぐるみでの取組が不可欠であり、今後は、ICT等新技术を活用した「スマート捕獲」による効率化・省力化を図る必要。

捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却によって処理されており、食肉利用はまだ1割未満の状況。ジビエ等への利活用推進に当たっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが重要。

○ 平成29年度のジビエ利用量は、1,629トン(平成28年度1,283トンから27%増加)。

鳥獣被害防止総合対策交付金

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援。
ジビエ利用拡大に向けたモデル地区の取組の横展開や国産ジビエ認証取得、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等への取組を支援。

ハード対策

侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設（例：ジビエカージュニア、保冷車）の整備等

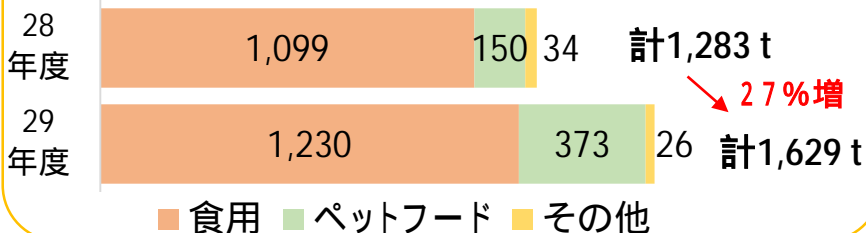
侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

ソフト対策

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
- ・ICT等の新技术実装による「スマート捕獲」の取組
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、モデル地区の取組の横展開
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技术実証活動等の取組

ジビエ利用量

目標：ジビエ利用量をH31年度にH28年度比で倍増（農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年11月27日改訂)）



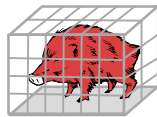
総合的な鳥獣被害対策



侵入防止柵の設置



捕獲技術高度化施設の整備



捕獲機材の導入



捕獲活動経費の直接支援

「スマート捕獲」の推進

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現



スマートフォンによるICT罠の遠隔操作

捕獲の効率化・合理化

「モデル地区の取組の横展開」



<例：ジビエカージュニア> 保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。



国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上



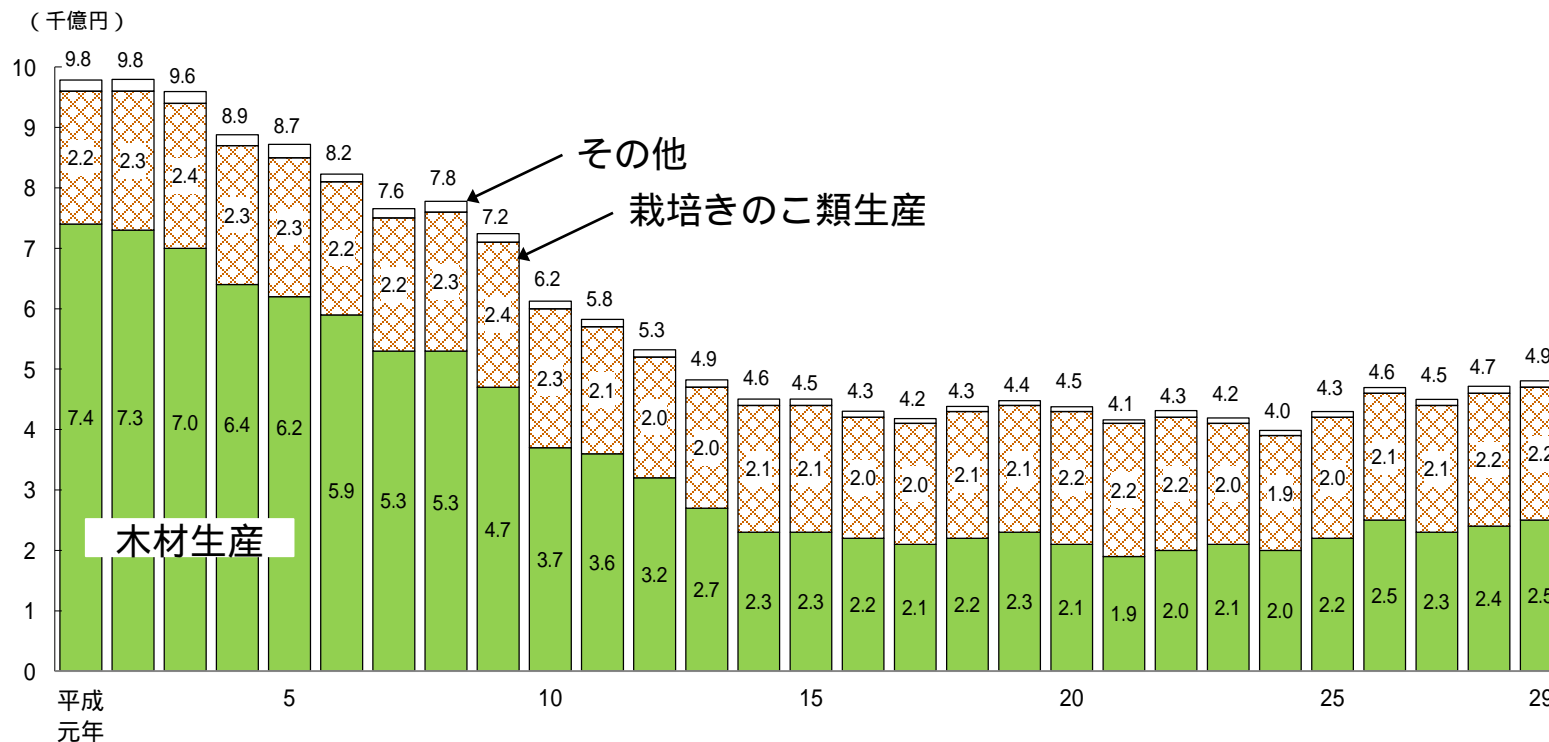
衛生管理高度化設備支援 処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用率の向上、搬入・処理頭数の増大

林業産出額の推移

林業産出額は、木材価格の下落とそれに伴う国産材の生産量の減少を主たる要因として長期的に減少してきたが、平成16年以降は4千億円前後で推移し、平成24年以降は増加傾向で推移。平成29年は、木材需要の回復を背景に国産材の需要が堅調なことから、前年に比べ150億円増加し、4,859億円（対前年3.2%増加）と、平成14年以降で最高水準。

我が国の林業産出額の推移



資料：農林水産省「林業産出額」

林業の成長産業化に向けた改革の方向性

我が国は世界有数の森林大国であり、森林面積は国土の3分の2。人工林の約半数が主伐期を迎えようとしている。

多くの森林所有者は林業経営への意欲が低下してきている一方、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。

また、製品価格のコスト構成比を見ると、我が国の加工等や流通、伐採・搬出コストは海外より割高。

川上

原木生産の集積・拡大

- 意欲と能力のある林業経営者の育成
- 新たな森林管理システムによる経営管理の集積
- 高性能林業機械の導入支援
- 重点的な路網整備

国有林の活用による林業経営者育成

- 現行の入札に加え、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に原木供給できる仕組みを拡充

川中

加工の生産性向上

- 製材工場の大規模化・高性能加工機械の導入等の支援



集成材工場(左)と製材工場(右)

流通全体の効率化

○簡素で効率的なサプライチェーンの構築

○関係者間での需給情報共有のための情報通信技術等新たな技術の活用

川下

木材の需要拡大・利用促進

- 木材利用促進の環境整備
- 他資材からの代替需要の獲得
- 中高層建築物及び低層非住宅の拡大方策
- 外材からの代替需要の獲得
- 技術開発・部材品質の向上
- 高付加価値木材製品の輸出促進
- バイオマス利用の促進

K
P
I

2028年までに、私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積を5割に
(2015年：約3割 2028年：約5割(310万ha))

2028年までに、私有人工林の5割につき、森林の管理等に必要な水準まで路網を整備
(2015年：約15万km 2028年：約24万km)

2028年までに、国産材供給量を1.8倍に増加
(2015年：1,500万m³ 2028年：2,800万m³)

2028年までに、林業全体の付加価値額を倍増
(2015年：2,500億円 2028年：5,000億円)

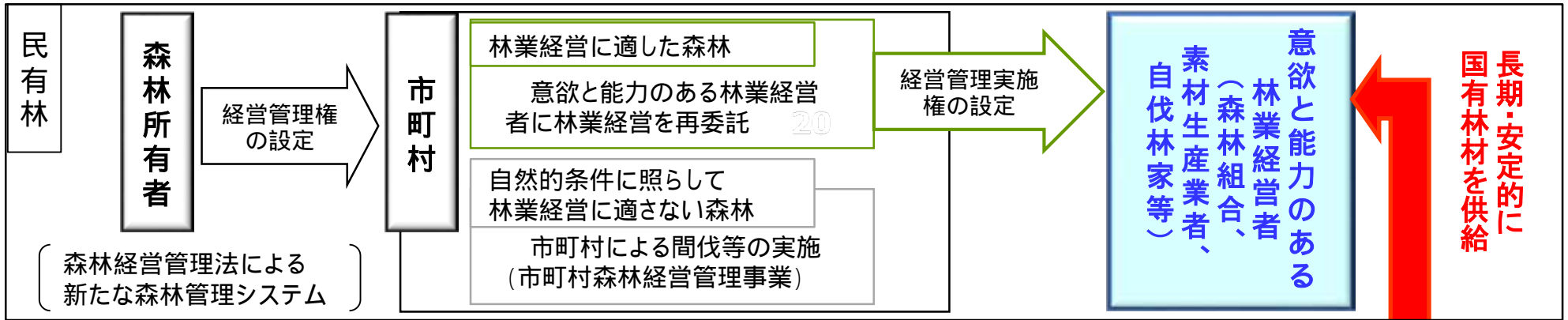
新たな森林管理システムの円滑な実施を支援していくための国有林の取組

森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な私有林を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとしたところ。

このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、私有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。

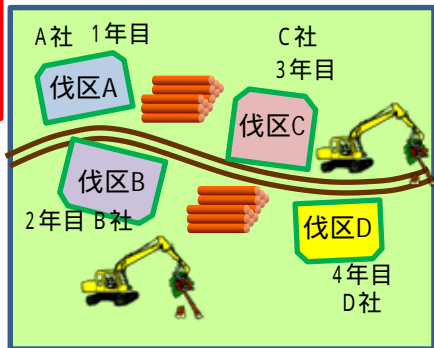
今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。

併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。



国有林

現行の仕組み(引き続き実施)

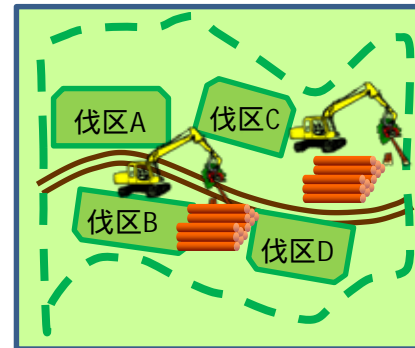


毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により民間事業者を決定

立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積(2015年)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

を基本
とした上で、
を追加

追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



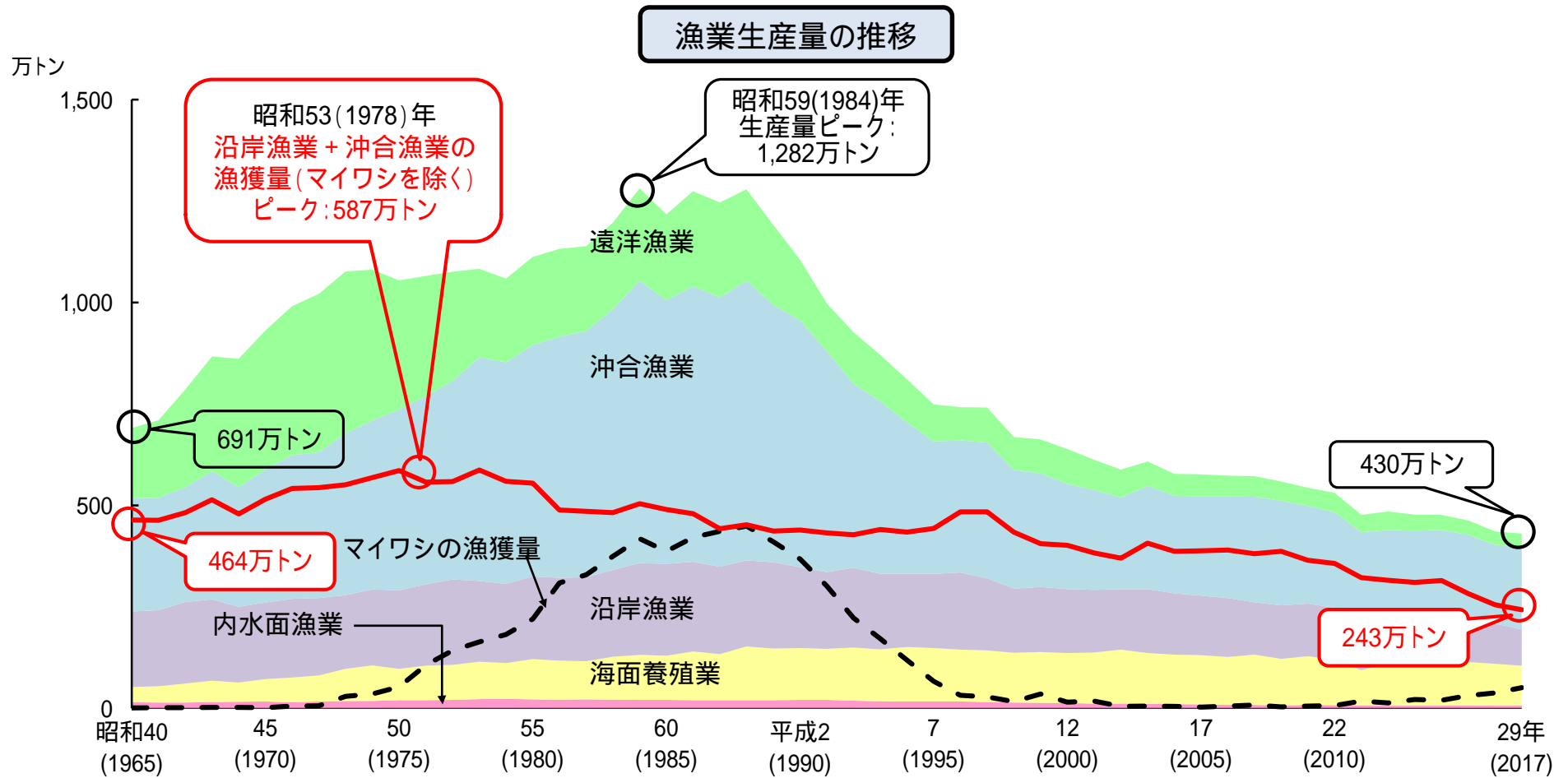
立木を一定期間、安定的に伐採できる区域(地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定)を設定

現行の国有林の伐採のルールを厳守

長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

日本の漁業生産量の現状

日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピークに達した後、減少傾向。
昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少や遠洋漁業の縮小を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要。



水産政策の改革の全体像

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた 漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。

水産政策の改革

資源管理

科学的知見による資源評価に基づく数量管理を基本とする管理方法とともに、国際的な枠組みを通じた資源管理を徹底し、漁業取締体制も強化

⇒ 資源の維持・増大による、安定した漁業の実現

⇒ 国際交渉における発言力の向上等により周辺水域の資源も維持・増大

遠洋・沖合漁業

I Qの導入などと合わせて、漁業許可制度を見直し、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃

⇒ 厳格な資源管理と合わせた高性能漁船の導入等により、効率的で生産性の高い操業を実現

養殖・沿岸漁業

沿岸における海面利用制度を見直し、漁業権制度を堅持しつつ、プロセスの透明化や、水域を適切・有効に活用している者の継続利用を優先
国内外の需要も見据え、戦略的に養殖を振興

⇒ 漁業経営の安定的な継続や将来への投資が可能

⇒ 需要増大にあわせて養殖生産量を増大

資源管理から流通に至るまでICTを活用

水産物の流通・加工

輸出を視野に入れて、産地市場の統合等により品質面・コスト面等で競争力のある流通構造を確立

⇒ 流通コストの削減や適正な魚価の形成により、漁業者の手取りが向上

目指すべき
将来像

水産資源の
適切な管理
と
水産業の
成長産業化
の両立



漁業者の
所得向上

年齢バランス
のとれた
漁業就業構造
の確立

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

趣旨

漁業は、国民に対して水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

漁業法の改正（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（１）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。

【漁獲可能量（TAC）の決定】

・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（２）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。

水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

（３）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

（４）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（５）密漁対策のための罰則強化



関連法案が第197回臨時国会において成立

平成31年度水産予算概算決定の主要事項

- 水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化 -

水産関係予算総額 **3,200億円** (既存基金の活用拡充分や他局計上の水産関連予算を含む。)

水産庁予算額 **3,045億円** [H31当初2,167億円・H30補正877億円] (H30当初1,772億円)

1. 新たな資源管理システムの構築

(1) 資源調査・評価の充実による資源管理の高度化 **75億円** [当初70億円・補正5億円] (45億円)

○ 国際的にみて遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入により水産資源を回復するため、調査船調査、漁船を活用したデータ収集、市場調査等を拡充することにより、資源評価対象種の拡大や資源評価の精度向上等を支援

〔 水産資源調査・評価推進事業 **59億円** [当初55億円・補正5億円] (31億円) 〕

(2) 新たな資源管理に適合した操業体制の確立 **所要額54億円**

[当初1億円・補正12億円・既存基金41億円] (新規)

○ T A C対象魚種の拡大、I Q導入など新たな資源管理措置への移行に伴う減船・休漁措置を円滑に実施するため、これらの措置により影響を受ける漁業者や加工業者を支援

(3) 漁業経営安定対策 **所要額282億円** [当初181億円・補正29億円・既存基金72億円] (217億円)

○ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策等を実施するとともに、漁協の合併等を支援。燃油対策について制度拡充を措置

〔 漁業経営セーフティネット構築事業 **所要額103億円** [当初2億円・補正29億円・既存基金72億円] (2億円) 〕

(4) I C Tを活用した漁獲情報等の集積・活用 **5億円** (4億円)

○ I C Tの活用等により、効率的に操業データ等を収集する体制の整備やデータを連携させる仕組みの検討、漁場探索技術の開発等を支援 ((1)の事業で実施)

2. 漁業の成長産業化に向けた重点的な支援

(1) 漁船漁業構造改革への支援 **102億円** [当初51億円・補正50億円] (49億円)

○ 漁業所得の向上と年齢バランスのとれた就業構造を実現するため、高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援

(2) 沿岸漁業の競争力強化 **154億円** (新規)

○ 漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など浜ブランの着実な推進を図るとともに、浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援

〔 浜の活力再生・成長促進交付金 **54億円** (新規)
水産業成長産業化沿岸地域創出事業 **100億円** (新規) 〕

(3) 水産業競争力強化緊急事業 **324億円** [補正]

○ 「広域浜プラン」に基づき、担い手へのリース方式による漁船の導入、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器の導入、産地の施設の再編整備等を支援

〔 水産業競争力強化のための漁船導入 **201億円**
水産業競争力強化のための機器等導入 **56億円**
水産業競争力強化のための施設整備 **32億円** 〕

(4) 先端的養殖モデル地域の重点支援 **51億円の内数** (新規)

○ 輸出等を視野に入れた、大規模沖合養殖システムの導入や新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上のための実証等の取組を支援 ((1)の事業のうち養殖業成長産業化枠)

(5) 生産から消費に至るバリューチェーンの構築 **16億円** [当初14億円・補正2億円] (10億円)

○ 漁業所得の向上と水産流通の構造改革を進めるため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組を支援
○ 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、日本発のエコラベルの普及促進等を支援

(6) 水産物の輸出力の強化 **36億円** [補正]

○ 今後、輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港・港湾における衛生管理に必要な共同利用施設等の整備や、輸出先国のH A C C P基準を満たすための水産加工・流通施設の改修等を支援

(7) 漁港機能の増進 **26億円** (26億円)

○ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港施設の有効活用等に加えて、新たに流通や養殖機能の強化に資する施設の整備等を支援

(8) 漁業人材の育成・確保対策の強化 **8億円** (8億円)

○ 漁業・漁村を支える人材確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修、海技免許等の資格取得、漁業者の経営能力の向上等を支援

(9) 増養殖対策 **18億円** (15億円)

○ 養殖業の成長産業化に向けて生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む枠組みの構築

○ 低コスト・高効率飼料等の開発

○ サケの回帰率向上に必要な稚魚生産能力に応じた放流体制への転換

○ 広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築 (とも補償については1 (2)の事業も活用)

○ ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築 等を支援

3. 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

水産基盤整備事業等 **1,045億円** [当初799億円・補正246億円]・**197億円** [臨時・特別の措置] (707億円)

○ 産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した水産基盤の整備や、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波・高潮対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港の有効活用等を推進

○ このほか、漁港整備関連予算として、2 (7)の事業も活用して漁港機能の増進を支援

4. 外国漁船対策や水産多面的機能の発揮、捕鯨対策の推進

(1) 外国漁船対策等 **302億円** [当初168億円・補正133億円] (148億円)

○ 大和堆周辺海域を始めとする我が国E E Z内での外国漁船の違法操業が悪質・巧妙化する中で、水産改革の目的の一つである我が国周辺海域における水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制等を強化

〔 漁業取締対策 **235億円** [当初168億円・補正66億円] (148億円)
韓国中国等外国漁船操業対策事業 **50億円** [補正]
沖縄漁業基金事業 **18億円** [補正] 〕

(2) 水産多面的機能の発揮等 **55億円** (55億円)

○ 漁業者が行う藻場・干潟の保全や国境監視など水産多面的機能の発揮に資する取組への支援

○ 有害生物・赤潮等の漁業被害防止対策等の実施、離島の漁業再生等に資する取組、海洋プラスチックごみの調査・対策等を支援

〔 水産多面的機能発揮対策 **29億円** (28億円) 〕

(3) 捕鯨対策 **51億円** (51億円)

○ 商業捕鯨の再開を目指して、鯨類科学調査等の安定的な実施、持続的利用に向けた関係国との連携強化や捕鯨の将来の姿の検討を支援

東日本大震災からの水産業の復旧・復興対策については、被災地の復旧・復興等の状況を踏まえ、復興庁が引き続き所要の対策を措置。